

## 2007年度年末手当の妥結にあたって

本部は本日12時00分、2007年度年末手当についての団体交渉を集約し、妥結しました。

10月15日、支給月数を基準内賃金と補償措置額の3.5ヶ月とすることを中心とした要求（闘申8号）を提出し、交渉を重ねてきました。

本部は「他輸送機関との競争下にあるものの、輸送人キロは新幹線、在来線ともに昨年同時期を上回っている」「会社発足から20年経過し中間連結決算が過去最高の好成績となった」「3.5ヶ月は出せる数字である。出せるときには出すべき」と主張し、満額回答を強く迫りました。

J R東海労の主張に対し会社の回答は、補償措置額を含め支給月数3.00ヶ月（2.9+0.1ヶ月）で、それも「+0.1ヶ月」は「上半期の好業績などを特別に反映したもの」というものでした。今年度も会社は年末手当について、2.9ヶ月を「ベース」に0.1ヶ月上乗せしたかのような回答でした。

交渉の中で会社は「安定的支給を念頭に置いて」「世間水準以上の月数、額で応えてきた」「対抗輸送機関との競争がある」などと主張しました。

J R東海労は「2.9ヶ月・ベース」を認めたわけではありません。また「対抗輸送機関との競争」だとか「安定的支給」とは聞こえはいいが、好業績時に支給を抑えるための口実だといえます。会社は業績が悪化しても2.9ヶ月は必ず支給すると約束しているのでもありません。

したがって本部は、私たちの要求、期待と比べ、また過去最高の業績からするとあまりにも低い回答であるため持ち帰り検討としました。日々、安全・安定輸送の最前線で努力している社員からすれば満足できる回答ではありません。しかし、これ以上の交渉の前進は困難と判断し、本日12時00分、妥結を通告しました。

この間の組合員の皆様の支援・激励に感謝申し上げます。

2007年11月13日

J R東海労働組合

中央闘争委員長 萩原 光廣